

四日市市奨学金支給誓約書

年 月 日

四日市市長

私は、四日市市奨学金制度の利用に当たり、下記の条項に従い、誠実に義務を履行することを誓約します。

奨学生
住所
名前 印

保護者
住所
名前 印
連絡先

私は、上記の誓約を誠実に履行させるとともに、下記の条項に従いその債務を負担することを約束します。

連帯保証人
住所
名前 実印
連絡先

(印鑑登録証明書を添付すること)

記

(奨学金の種類及び支給額)

第1条 支給を受ける奨学金は、次のとおりとし、特定の種類の奨学金のみを選択して受給することはできない。

(1) 奨学金の内訳は、給付と貸与が二分の一ずつとする。 月額 円

(2) 入学支度金 円

(奨学金の支給期間)

第2条 奨学金の支給を受けることができる期間（以下「支給期間」という。）は、奨学生が現に在学する対象学校の正規の最短修業期間とする。

(貸与奨学金の返還)

第3条 奨学生は、支給を受けた奨学金のうち、貸与された額を指定日（支給期間の末日の翌日の属する年度の翌年度の4月1日）から10年以内に返還するものとする。

2 貸与された額は、支給終了後に誓約する四日市市奨学金返還誓約書に記された返還年度及び年賦額のとおり返還するものとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、卒業した奨学生が返還することを定められた年度の前年度の1月1日に四日市市内に居住している場合は、当該年度の返還額に限って、申請により免除することができる。

(四日市市奨学金条例等の順守)

第4条 奨学生は、四日市市奨学金条例及び四日市市奨学金条例施行規則を遵守するものとする。
(支給の取消し)

第5条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに奨学金の支給を取り消すものとする。

- (1) 傷病その他の理由により成業の見込みがないとき。
- (2) 学業成績が不良であるとき。
- (3) 奨学金を必要としない事由が発生したとき。
- (4) 奨学金の支給を受けることを辞退したとき。
- (5) 四日市市奨学金条例第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (6) 虚偽その他不正な申請により奨学金の支給決定を受けたとき。
- (7) その他市長が必要と認めたとき。

(奨学金の支給停止)

第6条 奨学生が休学した場合又はその他の事由により市長が奨学金の支給が適当でないことを認めるときは、奨学金の支給を停止するものとする。

(連帯保証)

第7条 連帯保証人は、奨学生と連帯し、奨学生の債務につき履行責任を負うものとする。

2 前項の極度額(保証限度額)は 円とする。

(強制執行等)

第8条 奨学生及び連帯保証人は、本件債務を履行しないときは、直ちに強制執行を受けても異議がないものとする。

(合意管轄)

第9条 本件につき訴訟の場合は、四日市市を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(その他)

第10条 本誓約書に定めのない事項については、四日市市奨学金条例及び四日市市奨学金条例施行規則の定めるところによる。

《四日市市奨学金条例抜粋》

第3条 奨学金の給付又は貸与を受ける者(以下「奨学生」という。)となることができる者は、次の各号に掲げる資格の全てを満たす者とする。

- (1) 奨学生又は当該奨学生の生計を維持する者が、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者その他規則で定める者であること。
- (2) (略)
- (3) 経済的理由により修学が困難であるとして規則で定める基準に該当する者であり、かつ、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者でないこと。

●個人情報の収集等についての同意について

四日市市奨学金の返還が滞った場合、その解消のため、四日市市の組織内部(教育委員会、上下水道局、市立病院等を含む)のほか、国・県・勤務先、また金融・保険機関が保有する私に関する個人情報について、四日市市が収集、利用ならびに提供することに同意します。

なお、本件は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令で定めるところに従い、四日市市が行う滞納整理事務に限ります。

上記の内容について了承しました。

奨学生	印
保護者	印
連帯保証人	印